

農林水産物・食品輸出本部及び  
農林水産物・食品輸出本部事務局の設置について

1. 農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制について・・・1
2. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（抄）・・・2  
（令和元年法律第57号）
3. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（抄）  
（令和2年政令第73号）・・・3
4. 農林水産物・食品輸出本部事務局の設置に関する訓令・・・4  
（令和2年農林水産省訓令第9号）

# 1. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（抄）

（令和元年法律第 57 号）

（設置）

第三条 農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（組織）

第五条 本部は、農林水産物・食品輸出本部長及び農林水産物・食品輸出本部員をもって組織する。

（農林水産物・食品輸出本部長）

第六条 本部の長は、農林水産物・食品輸出本部長（次項及び次条第二項第七号において「本部長」という。）とし、農林水産大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

（農林水産物・食品輸出本部員）

第七条 本部に、農林水産物・食品輸出本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 外務大臣
- 三 財務大臣
- 四 厚生労働大臣

五 経済産業大臣

六 国土交通大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する者

(資料提出の要求等)

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第九条 第三条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 2. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（抄）

(令和2年政令第73号)

(本部の庶務)

第一条 農林水産物・食品輸出本部（次条において「本部」という。）の庶務は、農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課において処理する。

(本部の運営)

第二条 前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、農林水産物・食品輸出本部長が本部に諮って定める。

### 3. 農林水産物・食品輸出本部事務局の設置に関する訓令

(令和2年農林水産省訓令第9号)

(設置)

第1条 食料産業局に、農林水産物・食品輸出本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 事務局は、農林水産物・食品輸出本部の運営に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 事務局に、事務局長、事務局長代理、次長その他所要の局員を置く。

2 事務局長は、事務局の所掌事務を総轄する。

3 事務局長代理は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 次長は、事務局長及び事務局長代理を助け、事務局の事務を整理する。

(雑則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。